

発行  
あきる野市区画整理推進室  
190-0142  
あきる野市伊奈652番3  
電話042-518-2922

**新事務所に  
移りました**

## お知らせ

### 土地区画整理事業中は行為の制限があります


仮換地を指定されている土地においても、後述のような建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条の規定により、建築行為等が制限され、市長の許可が必要となります。

また、許可にあたっては、書式がございます。

詳しくは、引田相談事務所にお問い合わせいただくか、あきる野市ホームページをご確認ください。

#### どのようなことが制限されるのですか？

以下のような行為が制限されます。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土、切土、埋設等土地の形質の変更</li> <li>移動の容易でない物件の設置若しくはたい積</li> </ul> |
|--|---|

#### どのような書類が必要ですか？

許可申請書に図面、契約書等の必要書類を添え、提出用と申請者控用の2部を提出してください。

尚、必要書類については、建築行為等の種類によって異なりますので、引田相談事務所にご相談ください。手続きについてご案内いたします。

#### ※駅前通りの予定地に土地をお持ちの方へ

電線類地中化に向けて、今年3月に都市計画道路秋3・4・18号線の区域の決定を予定しております。この路線の底地に土地をお持ちの方で、建築行為等を行う場合には、道路法第91条による、別途の制限がかかりますので、あわせてご相談ください。



区画整理についてのご相談は

●あきる野市区画整理推進室(引田相談事務所)

190-0142 あきる野市伊奈 652 番 3

(☎)042-518-2922

新しい事務所にも  
気軽に来てね！

